

法律の 現場から

163

コロナ騒動と デマ情報

弁護士 村上 光平

現在、コロナウイルスが原因で社会全体に混乱が生じています。一日も早い終息を願うばかりです。

SNSの普及もあり、最近では、大きな騒動が発生すると、それにまつわるデマ情報が広く流布されるのが珍しくありません。しかし、面白半分でデマ情報をネットに流す行為は、刑事、民事それぞれでの法的な責任が問われます。あるお店に対して、「あのお店が感染源だ」という嘘の情報を流せば、お店の営業を

嘘の情報で妨害したとして、刑法233条の偽計業務妨害罪が成立しかねませんし、お店に損害を発生させたら不法行為として損害賠償を請求される可能性があります。

こんな事態だからこそ、冷静な判断力を持って行動しましょう。



生活に関わるお悩み、気軽ににご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702

平日13時～17時

ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)